

第2節 窓 口 徴 収

1 一部負担金等の受領

保険医療機関は、被保険者から療養の給付に対する一部負担金を受領することが「保険医療機関及び保険医療費担当規則」により、基本的義務として定められている。

自己負担限度額適用の基本

患者負担割合及び自己負担限度額は²の各表の通りである。

70歳未満の患者は、①保険者に事前申請をして発行された「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示した場合、②オンライン資格確認により「限度額情報の表示」に同意した場合であって、患者が高額療養費に該当する高点数の診療を受けた場合、入院・入院外とも、自己負担限度額まで徴収すればよい。ただし、認定証を提示又は限度額情報を表示しなかった場合は、定められた負担割合で上限なく窓口で徴収する。

高齢受給者・後期高齢者は現役並み所得Ⅲ及び一般所得の場合は、「高齢受給者証」「後期高齢者資格確認書」またはオンライン資格確認により所得区分を確認して、自己負担限度額まで徴収する。ただし現役並み所得Ⅰ・Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱの対象者は事前の申請に基づき交付を受けた「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示又は限度額情報の表示が必要である。高齢受給者の一般及び後期高齢者の一般Ⅰ・Ⅱの対象者は外来の自己負

担をさらに抑える限度額が設定されている。

多数回該当

直近12カ月（当月含む）の間に高額療養費に該当した月が3カ月以上ある場合に、4カ月目以降の自己負担限度額がさらに軽減される。多数回該当による軽減分は原則患者が保険者に申請して償還を受ける。一方、医療機関において患者が多数回該当にあてはまることが確認できれば現物給付することができ、この場合は窓口では軽減された自己負担限度額までを徴収すればよい。

年間上限

1年間（8月から翌年7月）の患者個人又は世帯ごとの全ての自己負担額を保険者が計算し、上限を超えた分が償還される。全年齢の患者の入院・外来の自己負担額及び高齢受給者・後期高齢者で一定所得以下の患者の外来の自己負担額に上限が設定されている。なお、月の負担限度額に達しない月の自己負担も、年間上限の計算の対象となる。年間上限に関する対応は保険者が行うものであり、原則医療機関窓口での対応は必要ない。

2027年8月からの自己負担限度額について

政府は2026年8月に自己負担上限を引き上げ、2027年8月にはさらなる引き上げを予定している。2027年8月からの自己負担限度額については厚労省が作成した資料を〈参考〉（⇒本資料P3）としてこの書籍に掲載する。

2 患者負担割合の一覧

保険種別と患者負担割合

保険種別		対象者			
		未就学児	小学生～69歳	70～74歳	75歳以上
社保	協会けんぽ	2割	3割	2割又は3割	
	健保組合				
	共済組合				
	船員保険				
	自衛官等				
	退職者被保険者				
国保	日雇特例被保険者		2割		
	都道府県		2割又は3割		
	国保組合				
後期高齢	都道府県広域連合		1割～3割(※)		1割～3割

※65歳以上75歳未満で一定の障害を有すると後期高齢者広域連合の認定を受けた患者

70歳未満患者の負担割合と自己負担限度額

限度額 適用区分	所得区分		負担割合	自己負担限度額	年間上限額 入院外＋入院 (※1)	レセプト 特記事項 欄の記載 (※3)
ア	年収約1,160万円～	健保:標準報酬月額 83万円以上 国保:旧ただし書所得 901万円超	3割 未就学児 原則2割	270,300円＋(医療費－901,000)×1% 多数回該当：140,100円	1,680,000円	26 区ア
イ	年収約770万円～ 1,160万円	健保:標準報酬月額 53～79万円 国保:旧ただし書所得 600～901万円		179,100円＋(医療費－597,000)×1% 多数回該当：93,000円	1,110,000円	27 区イ
ウ	年収約370万円～ 770万円	健保:標準報酬月額 28～50万円 国保:旧ただし書所得 210～600万円		85,800円＋(医療費－286,000)×1% 多数回該当：44,400円	530,000円	28 区ウ
エ	年収約～370万円	健保:標準報酬月額 26万円以下 国保:旧ただし書所得 210万円以下		61,500円 多数回該当：44,400円	530,000円 (※2)	29 区エ
オ	低所得者（住民税非課税）			36,900円 多数回該当：24,600円	290,000円	30 区オ

※1 年間上限額を超えた分は償還払い。

※2 年収「～約200万円(健保:15万円以下、国保:86万円以下)」の区分に該当することが確認できたものは、年間上限41万円を適用し、2027年8月以降に償還払い。

※3 70歳未満の患者は限度額適用認定証の提示又は情報の確認がされた場合のみ記載する。

注) 特定疾病療養受療証交付の患者(いわゆるマル長)の自己負担限度額は月額1万円。ただし、人工透析を要する70歳未満の上位所得者とその被扶養者については月額2万円。

高齢受給者・後期高齢者の負担割合と自己負担限度額

限度額 適用区分		所得区分		負担割合	自己負担限度額		年間上限額 入院外＋入院 (※2)	レセプト 特記事項 欄の記載
					70歳以上の入院外	入院外＋入院		
現役並みⅢ		年収約1,160万円～	健保:標準報酬月額 83万円以上 国保/後期:課税所得 690万円以上	3割	270,300円＋(医療費－901,000)×1% 多数回該当:140,100円		1,680,000円	26 区ア
現役並みⅡ		年収約770万円～ 1,160万円	健保:標準報酬月額 53～79万円 国保/後期:課税所得 380～690万円		179,100円＋(医療費－597,000)×1% 多数回該当:93,000円		1,110,000円	27 区イ
現役並みⅠ		年収約370万円～ 770万円	健保:標準報酬月額 28～50万円 国保/後期:課税所得 145万円以上		85,800円＋(医療費－286,000)×1% 多数回該当:44,400円		530,000円	28 区ウ
70～ 74歳	一般	年収約156万円 ～370万円	健保:標準報酬月額 26万円以下(※1) 国保/後期:課税所得 145万円未満(※1)	2割	22,000円 [年間上限: 216,000円 (※2)]	61,500円 多数回該当: 44,400円	530,000円 (※3)	29 区エ
75歳 以上	一般Ⅱ	世帯に75歳以上の人が 「1 人かつ所得が200万円以上」又は 「2 人以上かつ所得が320万円以上」						1割
	一般Ⅰ	世帯に75歳以上の人が 「1 人かつ所得が200万円未満」又は 「2 人以上かつ所得が320万円未満」		42 区キ				
低所得者(住民税非課税)Ⅱ				70～74歳: 2割 75歳以上: 1割又は2割	11,000円 [年間上限: 96,000円(※2)]	25,700円 多数回該当: 24,600円	290,000円	30 区オ
低所得者(住民税非課税)Ⅰ					8,000円	15,700円	180,000円	

※1 世帯収入の合計が520万円未満(一人世帯の場合は383万円未満)の場合及び旧ただし書き所得の合計が210万円以下の場合も含む。

※2 年間上限額を超えた分は償還払い。

※3 年収「～約200万円(健保:15万円以下、国保/後期:28万円未満)」の区分に該当することが確認できたものは、年間上限41万円を適用し、2027年8月以降に償還払い。

注) 特定疾病療養受療証交付の患者(いわゆるマル長)の自己負担限度額は月額1万円。

注) 75歳の誕生日の前日までは高齢受給者の負担金を徴収し、75歳の誕生日以降は後期高齢者の負担金を徴収する。月途中で75歳を迎え後期高齢者医療制度へ移行した月は、移行前(国保又は社保)と移行後(後期高齢者医療制度)の自己負担限度額はそれぞれ2分の1となる。この取り扱いは特定疾病療養受療証交付の患者にも適用される。

〔参考〕2027年8月以降の自己負担限度額（政府案）

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額（令和9年8月～）

70歳未満	所得区分		負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収換算	健康（標準報酬月額）		国保（旧ただし書き所得）	多数回該当	
	約1,650万円～	127万円以上	3割 (※1)	342,000 + (医療費－1,140,000) × 1%	<140,100>	1,680,000
	約1,410万円～約1,650万円	103万円～121万円		303,000 + (医療費－1,010,000) × 1%		
	約1,160万円～約1,410万円	83万円～98万円		270,300 + (医療費－901,000) × 1%		
	約1,040万円～約1,160万円	71万円～79万円		209,400 + (医療費－698,000) × 1%		
	約950万円～約1,040万円	62万円～68万円		194,400 + (医療費－648,000) × 1%		1,110,000
	約770万円～約950万円	53万円～59万円		179,100 + (医療費－597,000) × 1%		
	約650万円～約770万円	44万円～50万円		110,400 + (医療費－368,000) × 1%		
	約510万円～約650万円	36万円～41万円		98,100 + (医療費－327,000) × 1%		530,000
	約370万円～約510万円	28万円～34万円		85,800 + (医療費－286,000) × 1%		
	約260万円～約370万円	20万円～26万円		69,600		
	約200万円～約260万円	16万円～19万円		65,400	<34,500>	410,000
	～約200万円	15万円以下		61,500		
	住民税非課税			36,900	<24,600>	290,000

70歳以上	所得区分		負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収換算	健康（標準報酬月額）		外来（個人ごと）	多数回該当	
	約1,650万円～	127万円以上	3割	342,000 + (医療費－1,140,000) × 1%	<140,100>	1,680,000
	約1,410万円～約1,650万円	103万円～121万円		303,000 + (医療費－1,010,000) × 1%		
	約1,160万円～約1,410万円	83万円～98万円		270,300 + (医療費－901,000) × 1%		
	約1,040万円～約1,160万円	71万円～79万円		209,400 + (医療費－698,000) × 1%		1,110,000
	約950万円～約1,040万円	62万円～68万円		194,400 + (医療費－648,000) × 1%		
	約770万円～約950万円	53万円～59万円		179,100 + (医療費－597,000) × 1%		
	約650万円～約770万円	44万円～50万円		110,400 + (医療費－368,000) × 1%		530,000
	約510万円～約650万円	36万円～41万円		98,100 + (医療費－327,000) × 1%		
	約370万円～約510万円	28万円～34万円		85,800 + (医療費－286,000) × 1%		
	約260万円～約370万円	20万円～26万円		69,600	<44,400>	
	約200万円～約260万円	16万円～19万円		65,400		
	～約200万円	15万円以下	2割	61,500	<34,500>	410,000
	住民税非課税		70～74歳 2割 75歳以上 1割 (※5)	22,000 (年間上限216,000)	<24,600>	290,000
				13,000 (年間上限96,000)		
				8,000		
	住民税非課税（所得が一定以下）			15,700	—	180,000

※1 療養費計算前の者については2割。
※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は385万円未満）の場合も含む。
※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
※4 後期については、年金収入＋その他の合計所得金額が200万円未満（被保険者の場合は320万円未満）の場合も含む。
※5 課税所得が28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（被保険者の場合は320万円以上）の者については2割。